

第3回保育・療育検討部会

資料3

◆近隣市における特別支援に対する補助金

自治体名	補助内容	基準	支援対象の判定	補助金要綱上の支援可能な対象																											
守口市	障がいのある児童に対して加配される保育士または保育教諭1人あたり、月額205,300円を交付。	加配職員の基準は定めていない。	協議会等を開催して障がいのある児童に対して加配職員が必要かどうかの判定等は行っていない。各施設から、加配職員の配置が必要と思われる児童の障がい内容や程度等を記載した児童の名簿、及びその児童等に配置予定の加配職員予定者名簿を提出してもらい、担当課で判断している。 なお、平成28年度から、対象児童の保護者から「子どもの状態調査票」の提出を求めている。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>1号認定</th> <th>2号認定</th> <th>3号認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育園</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幼保連携型認定こども園</td> <td>社会法人立</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>学校法人立</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型認定こども園</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業所</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	1号認定	2号認定	3号認定	保育園		○	○	幼保連携型認定こども園	社会法人立	○	○	学校法人立	×	○	幼稚園型認定こども園	×	×	○	幼稚園	×			小規模保育事業所			×
施設区分	1号認定	2号認定	3号認定																												
保育園		○	○																												
幼保連携型認定こども園	社会法人立	○	○																												
	学校法人立	×	○																												
幼稚園型認定こども園	×	×	○																												
幼稚園	×																														
小規模保育事業所			×																												
門真市	市内在住の2号、3号の障がい児を保育する民間施設を対象に、「施設が報告する実際にかかった経費」と、「市が定める障がい児1人あたりの単価」に人数を掛けて定める経費を比較し、少ない方の金額を交付。 <市が定める障がい児1人あたりの単価> ・特別児童扶養手当の支給対象児童:月額74,140円 ・身体障害者手帳もしくは療育手帳の交付を受けている児童またはこれらに準じる児童:月額50,000円		協議会等を開催して障がいのある児童に対して加配の判定等は行っていない。保育施設の関係者、施設の巡回を行っている保健師等、または保護者から障がい認定の相談があれば市の担当者が判断を行っている。最終的に保護者の承諾を得た上で調書を作成し、障がい児の認定を行っている。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>1号認定</th> <th>2号認定</th> <th>3号認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育園</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幼保連携型認定こども園</td> <td>社会法人立</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>学校法人立</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型認定こども園</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業所</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	1号認定	2号認定	3号認定	保育園		○	○	幼保連携型認定こども園	社会法人立	×	○	学校法人立	×	○	幼稚園型認定こども園	×	○	○	幼稚園	×			小規模保育事業所			○
施設区分	1号認定	2号認定	3号認定																												
保育園		○	○																												
幼保連携型認定こども園	社会法人立	×	○																												
	学校法人立	×	○																												
幼稚園型認定こども園	×	○	○																												
幼稚園	×																														
小規模保育事業所			○																												
寝屋川市	障がいのある児童の人数に応じた基本額に、下記条件を満たした場合は加算額を加算して合計額を交付。 (補助基準額と補助対象経費を比較し、いずれか少ない方の額を交付。) ○基本額 2人までは月額200万円、3人以上は1人につき月額100万円 ○加算条件(※重度(中度)障がい児加算と3歳未満児加算の重複は可能) 重度障がい児 :月額200万円/人 中度障がい児 :月額50万円/人 3歳未満の児童:月額50万円/人	※重度障がい児とは、保護者が特別児童扶養手当1級を取得している障がい児、身体障害者手帳1級または2級を交付された障がい児、大阪府療育手帳A判定を交付された障がい児等。 ※中度障がい児とは、保護者が特別児童扶養手当2級を取得している障がい児、身体障害者手帳3級または4級を交付された障がい児、大阪府療育手帳B1判定を交付された障がい児等。	障がいのある児童に対して加配職員が必要かどうかの判定は、基本的には、障害児保育連絡調整会議(年間5回程度開催)で協議し、保育課で最終決定する。 保育課(入所関係担当)、保育所長、保育所の代表職員、子育て支援課(巡回、母子保健担当)、社会福祉法人あかつき園・ひばり園(旧市立療育・自立センター)、こどもを守る課などの担当者が意見交換を行う。 障がいの程度は、巡回事業の際などに作成された指数を基に判定される。特に発達障がいについては、専門研修を受けた発達相談員(子育て支援課所属)が指数を算定する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>1号認定</th> <th>2号認定</th> <th>3号認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育園</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幼保連携型認定こども園</td> <td>社会法人立</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>学校法人立</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型認定こども園</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業所</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	1号認定	2号認定	3号認定	保育園		○	○	幼保連携型認定こども園	社会法人立	×	○	学校法人立	×	○	幼稚園型認定こども園	×	×	×	幼稚園	×			小規模保育事業所			×
施設区分	1号認定	2号認定	3号認定																												
保育園		○	○																												
幼保連携型認定こども園	社会法人立	×	○																												
	学校法人立	×	○																												
幼稚園型認定こども園	×	×	×																												
幼稚園	×																														
小規模保育事業所			×																												
四條畷市	民間の特定教育・保育施設(幼稚園を含まない)で、障がいのある児童に対して加配される保育士または看護師を対象に、月額7,870円(※1)に開所日数(※2)を掛けた金額と、「施設が報告する実際にかかった経費」を比較し、少ない方の金額を交付。 (※1)基準となる日額は、重度障がい児への加配の場合は、補助年度の4月における市の臨時職員(保育士)または看護師の日給の額。その他の障がい児への加配の場合は、先の基準額の2分の1(円未満を切り捨て)とする。 (※2)年度によって変動する。平成28年度は293日。	・重度障がい児の場合は、加配職員を1:1で配置 ・その他の障がい児の場合は、加配職員を2:1で配置 ※重度障がい児とその他の障がい児を区別する明確な基準はない。	協議会等を開催して障がいのある児童に対して加配職員が必要かどうかの判定は行っていない。市の職員である保健師や発達相談員等の意見書等を参考に、子ども政策課で加配職員が必要かどうかの判定を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>1号認定</th> <th>2号認定</th> <th>3号認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育園</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幼保連携型認定こども園</td> <td>社会法人立</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>学校法人立</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型認定こども園</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業所</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	1号認定	2号認定	3号認定	保育園		○	○	幼保連携型認定こども園	社会法人立	○	○	学校法人立	○	○	幼稚園型認定こども園	○	○	○	幼稚園	×			小規模保育事業所			○
施設区分	1号認定	2号認定	3号認定																												
保育園		○	○																												
幼保連携型認定こども園	社会法人立	○	○																												
	学校法人立	○	○																												
幼稚園型認定こども園	○	○	○																												
幼稚園	×																														
小規模保育事業所			○																												
大東市	民間の保育所・認定こども園における、2号・3号の障がいのある児童に対して加配される職員(保育士または保育教諭)を対象に、1人あたり月額23万4千円を交付。	①療育手帳の区分がA・B1、身体障害者手帳の区分が1・2級に該当する児童の場合は、加配職員を1:1で配置 ②療育手帳の区分がB2に該当する児童の場合は、加配職員を3:1で配置 ※①と②の間の場合は、加配職員を2:1で配置	協議会等を開催して障がいのある児童に対して加配職員が必要かどうかの判定は行っていない。巡回相談事業にも携わる発達相談員が2号、3号の加配対象児童について調査等を行い、関係者(市職員等)との協議により加配の判定を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>1号認定</th> <th>2号認定</th> <th>3号認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育園</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幼保連携型認定こども園</td> <td>社会法人立</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>学校法人立</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型認定こども園</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業所</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	1号認定	2号認定	3号認定	保育園		○	○	幼保連携型認定こども園	社会法人立	×	○	学校法人立	×	○	幼稚園型認定こども園	×	○	○	幼稚園	×			小規模保育事業所			×
施設区分	1号認定	2号認定	3号認定																												
保育園		○	○																												
幼保連携型認定こども園	社会法人立	×	○																												
	学校法人立	×	○																												
幼稚園型認定こども園	×	○	○																												
幼稚園	×																														
小規模保育事業所			×																												
交野市	民間の保育所における、障がいのある児童に対して加配される職員(保育士または保育教諭)を対象に、1人あたり月額16万5千円を交付。 ただし、「施設が報告する実際にかかった経費」と比較し、少ない方の金額を交付。	・知能指数IQ30未満(療育手帳の区分A)に該当する児童の場合は、加配職員を1:1で配置 ・知能指数IQ30以上50未満(療育手帳の区分B1)、及び知能指数IQ50以上75未満(療育手帳の区分B2)に該当する児童の場合は、加配職員を2:1で配置 ・知能指数IQ75以上85未満に該当する児童(境界線知能の児童)の場合は、加配職員を2:1で配置することもある ※知能指数IQ75未満でも、加配判定委員会で加配の判定が下りないこともある。	対象施設から加配対象児童の申請が提出され、市の福祉部、すこやか部、民間保育所関係者等で構成する加配判定委員会を開催(年に2回程度)し、障がい児を認定する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>1号認定</th> <th>2号認定</th> <th>3号認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育園</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幼保連携型認定こども園</td> <td>社会法人立</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>学校法人立</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型認定こども園</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業所</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	1号認定	2号認定	3号認定	保育園		○	○	幼保連携型認定こども園	社会法人立	×	○	学校法人立	×	○	幼稚園型認定こども園	×	×	×	幼稚園	×			小規模保育事業所			×
施設区分	1号認定	2号認定	3号認定																												
保育園		○	○																												
幼保連携型認定こども園	社会法人立	×	○																												
	学校法人立	×	○																												
幼稚園型認定こども園	×	×	×																												
幼稚園	×																														
小規模保育事業所			×																												